

社会福祉法人禱友会 平成29年度事業計画

【聖書の言葉】

自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ(聖書 マタイによる福音書19:19)

【社会福祉法人禱友会のサービス提供の基本理念】

介護が必要となった高齢者が、その人らしい生活を送ることができるよう支援すること。利用者一人ひとりの「尊厳」を守り、「基督教の隣人愛の精神」を基本として、寛恕（広辞苑：度量広く、おもいやりの深いこと）の心を持って、サービスを提供することを基本理念とする。

【平成29年度事業の基本的考え方】

平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、同日公布されました。改正法の施行は平成29年4月1日からですが、一部は平成28年4月1日から施行されています。

この改正の主な内容は「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」の二つです。それぞれが、社会福祉法人禱友会の働きに影響を与えています。

昨年の秋頃から準備がなされて、平成29年4月1日より本格実施となります。「社会福祉法人の改革」は、つぎの5項目からなっています。

- ① 経営組織のガバナンスの強化、② 事業運営の透明性の向上、③ 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)、④ 地域における公益的な取組を実施する責務、⑤ 行政の関与の在り方

「福祉人材の確保の促進」は① 介護人材確保に向けた取組の拡大、② 福祉人材センターの機能強化、③ 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等、④ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの4項目です。

社会福祉法人禱友会では、理事会、評議員会の見直しがなされ、それぞれの会の人員や機能が変わります。会計事務の業務をより強化し、法人の社会福祉充実残高を社会福祉事業や公益事業に投入するなど今まで以上に地域貢献が求められるようになっていきます。

【基本方針】

その様な中、平成29年度は、社会福祉法人禱友会に与えられた高齢者福祉および地域福祉の実践を、「社会福祉法人改革の考え方」と当法人の「基本理念」に基づき、次の5項目を重点にし、地域貢献に取り組みます。

- 1 利用者本位の介護(ケア)の実践、サービスの向上
- 2 家族等への支援。(広報を含む)
- 3 地域貢献と地域との交流
- 4 居宅サービスの充実(じきしん荘、紅山ケアセンター)
- 5 人材育成のための介護研修、介護実習の受入

(参考)

社会福祉法等の一部を改正する法の概要

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金

- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の（2）と（3）の一部、（4）、（5）の一部、2の（1）、（4）は平成28年4月1日、2の（3）は公布の日）

平成29年度紅山荘事業計画

社会福祉法人禱友会の基本理念「寛恕（おもいやりの心）」に基づき、利用者一人ひとりを大切にした介護と豊かな余生の創造を目指し、利用者と家族と職員が信頼で結ぶ三位一体関係の構築に努め、安全で安心できる生活支援サービスを提供する。

平成29年度の紅山荘組織体制は以下のとおりとする。

【総務部】

- ◎ 総務委員会（リーダー会）（業務改善検討）
- ◎ 研修委員会
 - ・内部研修委員会（職員研修等）
 - ・外部研修委員会（各種外部研修、実習指導等）
- ◎ 防災対策委員会
- ◎ 広報

【生活支援部】

- ◎ レクリエーション委員会
- ◎ クラブ委員会
- ◎ リハビリ委員会
- ◎ 給食委員会

【介護保険部】

- ◎ 優先入所検討委員会
- ◎ 感染症対策委員会
- ◎ 身体拘束廃止委員会
- ◎ 事故防止検討委員会
- ◎ 褥瘡予防対策委員会
- ◎ 衛生委員会（メンタルヘルス）
- ◎ 苦情解決検討委員会
- ◎ 施設サービス検討委員会

【総務部】

◎総務委員会（リーダー会） 開催：随時

- ・各部署（各委員会等）のリーダーで構成し、各部会での活動等を取りまとめる
- ・委員会において決定した事項を職員へ周知徹底を図る
- ・第三者評価事業等への対策
- ・やさしい声かけ運動の実践
- ・利用者、家族へ満足度調査のアンケート・職員に自己評価アンケートを実施

◎研修委員会（施設内・施設外・外部研修・実習指導等）

- ・施設内研修→職員研修の計画作成・実施。毎月1回以上実施
- ・新人研修→新人の職員に対して、採用後3か月以内に、倫理綱領・接遇・基本的介護技術等指導。看護研修も行う

[平成29年度年間施設内研修予定]

4月	倫理及び法令に関する研修、法人の理念・方針。介護保険制度
5月	新人研修（基本的介護技術・看護についての研修）、接遇研修
6月	高齢者虐待防止に関する研修
7月	感染症及び食中毒の発生予防
8月	身体拘束等の排除のための取り組み
9月	利用者のプライバシー保護の取り組み
10月	事故防止に関する研修
11月	感染症及び食中毒の発生予防
12月	認知症に関する研修
1月	ターミナルケア・精神的ケアに関する研修
2月	事故防止に関する研修
3月	防災に関する研修

※職員研修（全体）は、平成28年度と同様に毎月第3火曜日に開催予定。

※平成28年度と同様に、外部研修の復命研修を順次開催する。外部講師の依頼も検討する。

※新人研修（法人理念、介護技術、看護研修、公用車の操作等）については、必要時に開催する。

- ・県より委託→香川県認知症介護実践研修の開催（平成29年度は研修体系変更のため未定）
- ・実習指導担当→実習生の指導・実習日誌の確認、記入、指導を行う

◎防災対策委員会

- ・自衛消防団 総合訓練の実施（開催：6、11月）
- ・防災訓練の中に夜間時における訓練を盛り込む
- ・新人職員に対する火災災害等の非常時の対応訓練と指導（開催：随時）
- ・備蓄品の管理、充実（食料・非常時使用機器等）
- ・利用者が安全かつ快適に過ごせるように建物内外の整備（壊れた物の修理等）を行う

◎広報

- ・毎月始めに「紅山便り」の発行、利用者の近況報告を同封し家族との連絡を密にする
- ・紅山荘ホームページの管理と更新

【生活支援部】

◎レクリエーション委員会

地域の行事への参加や地域で活動する方との交流機会を増やし、地域交流を深めていくとともに、利用者に年間を通して、利用者を楽しんでいただける行事を行う。

[平成29年度年間行事予定]

4月	お花見
5月	法の郷いきいき祭り、母の日、チャレンジデー
6月	ミニ遠足(川津菖蒲園)、保育園児による花の慰問
7月	七夕祭り
8月	紅山の夕べ
9月	敬老祝会・保育園児慰問
10月	秋の収穫祭
11月	ショッピング
12月	クリスマス礼拝・祝会、餅つき
1月	元旦、どんと焼き
2月	節分
3月	ひな祭り茶会

※・売店 第2、4日曜日

・レクリエーション 毎週金曜日

◎クラブ委員会

書道(毎週火曜日)、DVD上映(毎週日曜日)、作品作り(第3木曜日)、折り紙、塗り絵、畑での花や野菜作り等を企画し実施する。

毎月第2、第4木曜日に来田薫先生を招き、音楽療法の一貫として「ドレミクラブ」を実施している。利用者の方から好評であり、今年度も継続して行う。

[平成29年度 紅山畑 作物栽培予定]

野菜

種苗時期	品 種	収穫時期
4月	里芋	10月
4月	南京	8月
5月	さつまいも	11月
9月	大根	12月
9月	じゃがいも	1月～2月
11月	玉葱	5月

花

種苗時期	品 種	収穫時期
3月	グラジオラス	6月
4月	ダリア	8月
8月	葉ボタン	12月
9月	チューリップ	3月～4月
9月	ラナンキュラス	4月

◎給食委員会

- ・喫食状態に応じた食事形態を検討し、利用者一人一人に応じた食事の提供を行う
- ・行事食の企画、提供
- ・非常時災害の為の備蓄食の保管及び管理
- ・食中毒防止のための啓発および職員研修の実施
- ・毎月第3木曜に厨房主催の売店開催
- ・毎週日曜日に喫茶を2階、3階と協力して開催する

◎リハビリ委員会

- ・個別リハビリの充実、ケアプランに基づき、毎日日課として行うことによりADLの維持向上を目指す
- ・毎月末にはその実施状況、評価、今後の目標等について検討し少しでも生活の活動範囲が広がるよう支援する

【介護保険部】

◎優先入所検討委員会 開催：月1回

- ・特養入所待機者の情報整理と把握
- ・毎月1回、メンバーが集まり、優先入所希望者の確認を行う
- ・優先入所の指針は、香川県が作成している指針を参考にする

◎感染症対策委員会 開催：2か月に1回

- ・感染時期前の予防、対応策について職員に啓発を行う
- ・感染者が発生した場合の対応
- ・入所者及び職員の健康状態を把握し感染予防に努める
- ・感染対策について職員研修を行う（年2回）

◎身体拘束廃止委員会 開催：月1回

- ・身体拘束者の現状把握
- ・施設内での身体拘束廃止に向けての改善策について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き、記録の管理
- ・身体拘束廃止のための啓発および職員研修の実施
- ・事例検討、マニュアルの見直し

◎事故防止検討委員会 開催：随時

- ・事故報告書、ヒヤリハットの分析および改善策の検討を行う
（開催：その都度、多職種を集めて行う）
- ・医療機関を受診した場合や重大な事故が発生した場合は、速やかに各市町へ報告書を提出する（開催：その都度、多職種を集めて行う）
- ・事故の発生又はその再発の防止に関する研修（開催：年2回）
- ・事故の発生等緊急時の対応に関する研修（開催：随時）

◎褥瘡予防委員会 開催：2か月に1回

- ・褥瘡発生者の状況を理解し、1日でも早い治癒を目指し努める
- ・褥瘡者ゼロを目指し、早期発見・早期対応を検討する

◎衛生委員会（メンタルヘルス） 開催：月1回

- ・健康診断（年2回）の実施と管理
- ・職員の腰痛予防のための対策協議・周知
- ・防災対策と協力し、施設備品の安全管理
- ・介護現場におけるストレスチェックの義務化を受けて、職員にストレスチェックの周知を行い定期的にストレスチェックを行う
- ・職員のメンタルヘルスの管理を行い、必要があれば、精神科受診を協議する

◎苦情解決検討委員会 開催：年1回

- ・紅山荘における、利用者、家族の苦情を生活相談員が窓口となって受け付ける
- ・苦情があった際は、速やかに施設長へ報告する
- ・委員会を開催し、苦情解決のための対応策をけんとうする
- ・施設内での苦情解決が困難な場合には、第3者委員へ相談する
- ・年1回、第3者委員に苦情内容の報告を行う

◎施設サービス検討委員会 開催：月1回

- ・施設長を中心とし、生活相談員、介護支援専門員、看護師、管理栄養士で構成する
- ・ケアプランと栄養ケア計画書の連動を図る
- ・施設内におけるケアプランの書き方・内容の検討
- ・ケアプラン様式の検討

【その他】

◎地域貢献・地域交流事業

- ・「紅山の夕涼み会」の開催 平成29年8月20日(日)
(利用者、利用者家族、飯山町、綾歌町等の地域交流を主体とした事業とする)
- ・地域の催し(法の郷いきいき祭り、児童館の夏祭り、ふじみ園等)等に積極的に参加。
- ・野の花のパン屋(多機能型事業所)毎月第1、3、5水曜日来荘販売に協力
- ・地域からの要望があれば、宿泊施設(紅山亭)の貸出しを行う
- ・地域からの要望があれば、施設内備品(かき氷機・綿菓子機等)の貸出しを行う
- ・認知症カフェの実施(毎月第2日曜日)
など、地域との様々な交流を図る。

平成29年度じきしん荘事業計画

平成28年度も、法人の理念である「キリスト教の愛と奉仕の精神」、「寛恕」（おもいやりの心）を大切に、やさしい介護、豊かな余生の創造を目標としてサービスを提供した。平成29年度も同様である。

当施設は自炊が原則の施設のため、介護よりも利用者の自立生活の援助が目的であり、利用者の主体性を尊重した援助を心掛けたい。

施設は平成8年に改修したままで老朽化しており、耐震性の問題もあり、全面改築等も視野に入れた計画が必要であるが、まずは現状維持というところである。新規利用者の獲得というよりは、現入所者が、現在の心身状態をできるだけ長く維持できるように、声かけ、買い物支援などを継続したい。現在10世帯12名が入居されており、そのうち6名の方が買い物支援の車の送迎を利用されている。

平成28年度中に、障害福祉制度を利用されていた方が65歳になるということで、高齢者福祉サービスへの切り替えを視野に入れて入居された方がいる。高齢者福祉サービスには今のところ繋がってはいないが、今後は、買い物支援だけでなく、デイサービスの利用などに繋げていきたい。

また、従来どおり、紅山荘で行う行事への参加の声かけを行い、可能な方にはできるだけ参加していただく。建物南側で利用者各自が栽培している花や作物栽培への手助けを行う。また、週1回の施設の車での買い物支援については、いつもの店だけでなく、要望のある店へはなるべく送迎できるように配慮したい。

飯山南コミュニティでの集会への参加や民生委員の訪問等、外部との交流を大切にしたい。また、利用者同士の人間関係を保てるような声かけにも配慮したい。

防災訓練等については、紅山荘と合同して開催するが、消防総合訓練(年2回)の他、じきしん荘独自の施設内訓練も実施したい。

健康診断についても、紅山荘で行う時に同時に行う予定である。

平成29年度紅山ケアセンター事業計画

短期入所生活介護

利用者がその有する能力に応じ、在宅での生活を継続し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただくことにより、短期入所生活介護サービスを提供する。

利用者は、平成29年2月末までで、1日あたり13.9人となっている。長期利用の方もいるが、二人部屋ということも影響してか、利用人数は昨年度より減少している。

平成29年度も、各利用者のニーズに基づいて、介護支援専門員との連携を密にしながらサービスを提供していくが、あくまでも在宅生活の延長であることを忘れずに支援する。単発の利用で送迎が必要な方も多いので、忘れ物がないよう、事故がないよう注意して、細やかな対応で利用者の信頼を得られるよう努力したい。また、介護事故や見守り空白時の事故が起こらないよう注意を払いたい。

通所介護(デイサービス)

介護保険法令に従い、利用者が要介護状態等となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。また、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう、個別の通所介護サービス計画に基づきサービスを提供する。

介護支援専門員の作成するサービス計画に基づきサービスを提供するが、利用者一人ひとりへの対応が疎かにならないよう、介護支援専門員との連携を密にして、利用者のニーズの変化にすぐに対応できるようにサービスを提供するように務めたい。

定員は30名としているが、平成29年2月末日現在、1日平均21.6人の利用に留まっている。昨年度とあまり変わらない状況で、利用率アップが必緊の課題である。

平成29年度は、丸亀市も総合事業へ移行するため、介護予防サービス提供の依頼がある場合は、今までどおり、必要なサービスを提供する。利用者の方に午後からの時間をゆったりと過ごしていただけるよう、レクリエーションや器械を使用しての機能訓練等を充実させたい。昼寝の時間には、リクライニングソファ等も活用し、皆が横になれるよう配慮する。

【標準的な日課】

時刻	項目	内容
8:30	迎 え	ワゴン、リフト車、小型車により迎えに行く。
9:00	センター到着	湯茶のサービス
10:00	健康チェック、配茶 入浴サービス	健康状態の確認、生活指導、介護サービス 一般浴槽入浴(介護浴)、特殊浴槽入浴
11:00	マシン体操、機能訓練	機能訓練、入浴
12:00	昼 食	普通食、粥、きざみ食、ペースト食等
12:50	昼 寝	リクライニングソファ等で昼寝
14:00	日常生活動作訓練	機能訓練、グループ活動、レクリエーション等
15:30	おやつサービス	
16:15	送 り	ワゴン、リフト車等により送りに行く。

【年間行事計画】

- ・季節に応じたアクティビティ・プログラムや個人に配慮したメニューを用意する。(パズル、塗り絵、手芸等)
- ・レクリエーションは、身体の状態に応じて楽しめるように配慮する。
- ・日常生活動作訓練として機能訓練プログラムを用意する。また、必要な方には運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のサービスを提供する。
- ・昨年同様、介護用ベッドも常設し、寝たままでもゆったりと利用していただくよう配慮する。

居宅介護支援

居宅介護支援事業では、在宅の要介護者等が介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等から依頼を受け、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との利用調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントサービスを提供する。

丸亀市からの委託により、介護予防支援業務をも受け入れており、平成24年度から介護支援専門員1人（通所介護と兼務）を増員し2.5人体制のままではあるが、利用者本位の生活の援助ができるよう努力したい。平成29年2月の担当件数は54件と介護予防13件であり、利用人員は昨年に比べ減少している。

このような状況ではあるが、平成29年度も利用人員を勘案しつつ、適切なサービスを提供したい。

老人介護支援センター（丸亀市地域包括支援センターランチ）

介護保険制度施行により、介護保険の対象者は、居宅介護支援事業等に移り、支援センターは介護保険対象者以外の方に対し相談援助を行っている。

平成24年度からは、丸亀市地域包括支援センターのランチとして各種相談や対応を行ってきた。啓蒙活動の1つとして介護教室を年2回、各センターで開催している。平成27年度からはランチが今までの5箇所から7箇所に増設となり、当事業所は飯山地区のみを担当した。

平成29年度についても丸亀市より事業を受託することになっており、介護教室の実施、包括より指示のある研修会への参加、連絡会への参加のほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や他の支援センターの職員、地区の民生委員とも連絡を密にして、総合相談業務等に細やかに対応し、地域の高齢者福祉の向上に努めたい。

【事業内容】

- ・在宅介護や高齢者虐待等に関する各種の相談に、電話相談、来所相談、訪問相談等により、総合的に対応する。虐待に関する相談・通報を受けた場合は、包括と協力して迅速な対応に努める。
- ・地域のねたきり老人等やその家族の公的保健福祉サービスの利用申請手続の便宜を図る等、公的福祉サービスの適用の調整を行う。
- ・実態把握の訪問により、生活支援につながるような見守り、情報の提供、サービスの提供を行う。また、介護者である家族や、今後要介護状態になるおそれのある者に対し、介護方法や介護予防等についての知識・技術習得の機会を提供する。（介護教室を夏と秋の年2回開催する。）
- ・また、介護教室にあわせて、介護者等の交流会兼相談会を実施する。
- ・地区の民生委員と協力し、見守り、情報の提供、相談、助言等を行う。

丸亀市老人デイサービス事業（生きがい活動支援通所事業）

丸亀市との合併後、平成17年7月より生きがい活動支援通所事業を受託している。

この事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の介護保険の対象とならないひとり暮らし老人や虚弱老人等で、丸亀市へ申請し、利用登録された方で、利用は1人月2回のみ。介護保険の通所介護定員の中で運用する。平成29年2月末日までに21人、延 262人(昨年度 337人)が利用した。

介護保険に移行したり、新規の利用者が少なく、利用者数は減少しているが、丸亀市は平成29年度も今事業を継続予定であり、利用希望日を調整しつつ、引き続き希望者に利用していただく。

生計困難者相談支援事業

昨年に引き続き「香川」思いやりネットワーク事業」への参加等を通じ、地域におけるトータルサポートの仕組み作りに協力していきたい。

丸亀市でも、丸亀市社会福祉協議会が事務局となり「おもいやりネット丸亀」が始動しており、協力できることには積極的に関わっていきたい。